

令和7年度(2025年度) 市民公益活動補償保険のご案内

市内に活動拠点のある5人以上の市民等で構成された団体の日帰りの活動中に、偶然起きた事故でケガなどを負った場合に、保険金を支払う制度です

- 保険料は全額、枚方市が負担しており、無料で加入できます。
- 保険の登録および活動予定について、事前に市への届出が必要です。(⇒「2. 申込方法」を参照。)
- 補償期間は、令和7年(2025年)4月1日午後4時から令和8年(2026年)4月1日午後4時まで
(申し込みが4月1日以降の場合は、受付日から適用されます。)

1. 補償対象となる事業・活動

校区コミュニティ協議会および自治会(それらの参画団体および枚方市コミュニティ連絡協議会を含む)が行う、日本国内における日帰りの活動

<活動例>

各種会議、連絡調整等に関する活動、交通対策、防犯活動、体育祭、祭り、地域清掃
子ども会および老人会の活動など

※有償で行う活動や、補償対象となることを目的に自治会等に参画した団体の活動は対象外
(交通費や材料費などの実費弁償は無償の範囲に含みます。)

2. 申込方法

次の書類を市民活動課へ提出してください。市民活動課で書類を確認し、不備がなければ登録完了です。
(自治会については、受付通知書を令和7年度代表者へ送付しますので、大切に保管してください。)

提出書類

校区コミュニティ協議会

- ①『令和7年度(2025年度)校区コミュニティ協議会代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書』
- ②『年間事業計画書』(枚方市校区コミュニティ活動補助金交付申請書類(事業計画書))

自治会

『令和7年度(2025年度)自治会代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書』

※ 裏面に、自治会(老人会等の参画団体の活動も含む)の年間の活動内容と回数を記入してください。
(別紙の添付でも構いません。)

△重要△

- 令和7年度の『代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書』の提出がない場合は、令和7年4月1日からの保険の適用を受けることはできません。
(令和6年度の市民公益活動補償保険は、令和7年4月1日午後4時で満了します。)
- 令和7年度の代表者の決定に時間を要する場合は、現在の代表者をご報告いただき、代表者の変更後に市民活動課へご連絡ください。
- 年度の途中で、代表者が変更された場合や、事業・活動に追加や変更があった場合は、市民活動課へご連絡ください。

3. 補償内容

賠償責任補償 ※免責額なし	身体	1人1億円、1事故3億円を限度に補償			
	財物	1事故500万円を限度に補償			
	受託物	1事故100万円を限度に補償			
傷 害 補 償 ※スタッフと参加者で補償内容が異なります		入院	通院	後遺障害	死亡
	スタッフ 団体の活動において主催者側として準備や運営などに従事する人（市外居住者を除く）	1日 5,000円	1日 3,000円	12万円～ 400万円	400万円
	参加者 校区コミュニティ協議会および自治会（それらの参画団体および枚方市コミュニティ連絡協議会を含む）が主催した市民活動に参加する市内在住、在学、在勤者および市外居住者	1日 1,500円	1日 1,000円	6万円～ 200万円	200万円

⚠重要⚠

- 賠償責任補償は、事故に対し市民団体並びに市民団体の代表者及びスタッフに法律上の責任がある場合に限ります。
- スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者もしくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合があります。
- 後遺障害補償金は、死亡補償金額に、「5. 別表」の割合を乗じた額になります。
- 参加者の往復経路上の事故は対象外です。
- 自覚症状しかない頸椎捻挫症（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で他覚症状のないものは対象外です。
- 熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは対象外です。

4. 事故が起こった際の手続き

① 市民活動課へ事故発生を報告

事故発生後、速やかに市民活動課へ電話等で報告してください。
報告者は、代表者以外の方でも結構です。

② 保険請求書類の受け取り

市民活動課から報告者等へ事故発生状況報告書等を送付します。

③ 市民活動課へ以下書類を提出

提出期限：事故発生日の翌月末まで

提出書類

- 事故発生状況報告書
- 校区コミュニティ協議会・自治会名簿など（事故者が校区コミュニティ協議会・自治会の会員または活動の参加者であることを証明するもの）
- 校区コミュニティ協議会・自治会などの活動が原因で起きた事故であると証明できるもの（事業・活動計画やチラシなど）

④ 保険会社との手続き

市民活動課から保険会社へ書類を送付いたしますので、以後は、保険会社と事故者の間での手続になります。

⚠重要⚠

- 保険金の請求手続を行うためには、事故発生日の翌月末までに必要な書類を市民活動課へ提出いただく必要があるため、事故発生後は早急に市民活動課へご報告ください。
- 保険金の支払い可否は保険会社の判断となります。保険会社による確認・調査の結果、保険金支払対象であると認められた場合に、保険金が支払われます。

5. 別表（後遺障害補償金）

1. 眼の障害
 - (1)両眼が失明したとき【100%】
 - (2)1眼が失明したとき【60%】
 - (3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき【5%】
 - (4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき【5%】
2. 耳の障害
 - (1)両耳の聴力を全く失ったとき【80%】
 - (2)1耳の聴力を全く失ったとき【30%】
 - (3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき【5%】
3. 鼻の障害
 - (1)鼻の機能に著しい障害を残すとき【20%】
4. 咀嚼、言語の障害
 - (1)咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき【100%】
 - (2)咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき【35%】
 - (3)咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき【15%】
 - (4)歯に5本以上の欠損を生じたとき【5%】
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状
 - (1)外貌に著しい醜状を残すとき【15%】、
 - (2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき【3%】
6. 脊柱の障害
 - (1)脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき【40%】
 - (2)脊柱に運動障害を残すとき【30%】
 - (3)脊柱に変形を残すとき【15%】
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
 - (1)1腕又は1脚を失ったとき【60%】
 - (2)1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき【50%】
 - (3)1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき【35%】
 - (4)1腕又は1脚の機能に障害を残すとき【5%】
8. 手指の障害
 - (1)1手の母指を指節間関節以上で失ったとき【20%】
 - (2)1手の母指の機能に著しい障害を残すとき【15%】
 - (3)母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失ったとき【8%】
 - (4)母指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき【5%】
9. 足指の障害
 - (1)1足の第1の足指を指節間関節以上で失ったとき【10%】
 - (2)1足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき【8%】
 - (3)第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失ったとき【5%】
 - (4)第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき【100%】

（注1）第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

（注2）この表に記載のない後遺障害については、この表の区分に準じ、かつ身体の障害の程度に応じて保険会社が割合を決定します。

<お問合せ先>

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 市民活動課

TEL 072-841-1273

FAX 072-841-5133

Email skatudo@city.hirakata.osaka.jp

保険の種類と手続き

※各団体の代表者においては、会員へ保険内容・手続き等の周知をお願いします。

種類	対 象 と な る 事 故	保 険 金				保険請求手続きと書類	対象とならない事故やケガ
賠償責任補償	市民団体並びに市民活動の代表者又はスタッフが市民活動中に発生した事故によって他人の生命若しくは身体、財物又は受託物に損害を与え、かつ、法律上の損害賠償責任を負う事故。 ◎被害者が枚方市民でなくても、賠償補償対象者に法律上の責任がある場合は適用となる	身 体○１人１億円まで、１事故３億円まで 財 物○１事故５００万円まで 受託物○１事故１００万円まで ○免責額なし ただし、法令による賠償その他、これに類する給付を受ける場合は、全部または一部免責とする（普通傷害補償についても同様）				速やかに市に事故報告をする。 賠償責任に伴うその後の対応については、市及び保険会社と協議する。 ≪書類≫ 事故発生状況報告書、保険請求書、医師の診断書、事故証明書、示談書、医療費明細書、その他必要とする書類	○故意または重大な過失による事故 ○地震等天災による事故 ○戦争、暴動等による事故 ○自動車、航空機、船舶の管理・使用・所有に起因する事故 ○動物による事故 ○未成年者のみで構成された団体による事故 ○その他保険約款に定めのある場合の事故
傷害補償	市民団体の代表者やスタッフ又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（上記の活動に起因する熱中症・食中毒を含む） ◎スタッフとは、「団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人」をいう（市外居住者は除く） ◎参加者とは、「市民団体が主催した市民活動に参加する市内在住者・市内在学者・市内在勤者・市外居住者」をいう（市外居住者であるスタッフは参加者として扱う） ◎スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合がある ◎保険適用期間は事故日から１８０日間であり、それ以降の治療については適用しない ◎入院・通院保険金は重複する事はなく、通算して１８０日	死 亡	事故のケガがもとで事故日から１８０日以内に死亡した場合	スタッフ 参加者	400万円 200万円	①事故報告 事故状況等がわかる会員が、電話等ですみやかに市に連絡し②の用紙を受領 ②事故発生状況報告書 事故発生月の翌月末までに作成し市に提出。会員名簿または参加者名簿、その他必要な書類を添付 ③保険金請求書と治療申告書 治療完了後、保険金請求書と治療申告書（保険金請求額が１０万円を超える場合は診断書）を保険会社に提出 ◎傷害保険請求書 本人（または親権者）が作成 ◎診断書 医師にて記入（１０万円を超える請求額または、保険会社から提出を求められた場合に必要） ◎治療申告書 本人が記入。診察券または領収書の写しを添付 ④保険金振込み 保険金査定後本人口座に振込みハガキ等で通知	○故意または重大な過失による事故 ○自殺、犯罪、闘争行為による事故 ○脳疾患、疾病または心神喪失による事故 ○無免許運転、酒酔い運転中の事故 ○地震等天災による事故 ○その他保険約款に定めのある場合の事故 ○ <u>自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない</u> ○ <u>熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは、対象とならない</u>
		後遺障害	事故の日から１８０日以内にそのケガにより後遺障害が生じた場合	共通	死亡額に別表の割合を乗じた額		
		入 院	事故によるケガのための入院により <u>医師の治療</u> を受けた場合 ※事故日から <u>１８０日を限度</u>	スタッフ 参加者	日額 5,000円 日額 1,500円		
			事故の日から１８０日以内にそのケガの治療を目的として所定の手術を受けた場合	共通	手術の種類に応じて入院保険金の10・20・40倍		
		通 院	事故によるケガのための通院により <u>医師の治療</u> を受けた場合 ※事故日から <u>１８０日以内で 90日を限度</u>	スタッフ	日額 3,000円		
			日常生活、または業務に従事することに支障のない程度にまで治った時以降の通院は対象とならない	参加者	日額 1,000円		